

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度 新型コロナウイルス感染症相談体制整備業務 (令和5年10月～令和6年3月)
発 注 課	保) 医療対策室業務調整課
選 定 事 業 者	凸版印刷(株) 東日本事業本部北海道事業部営業本部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、現在履行中の「令和5年度 新型コロナウイルス感染症相談体制整備業務」にて運用しているコールセンター「札幌市新型コロナウイルス健康相談ダイヤル」について、入電数の推移と陽性者の発生指標に収束が見られないこと等を鑑み、履行期間終了後の令和5年10月以降においても、引き続き業務委託が必要と判断されるため、業務内容はそのままに、人員数等の規模については適宜の変更を加えて委託発注するものである。</p> <p>上記選定事業者が発注した場合、業務マニュアル、FAQの作成を省略できる他、現業務から引き続き従事する者への事前研修を省略することができるため、準備時間の短縮及び初期経費を削減することが可能である。</p> <p>また、本業務の特性上、陽性者等の健康相談を受け、患者の容体等を的確に把握し、医療的助言を与え、緊急度等に応じて保健所職員に対応を確認する必要がある。</p> <p>これら一連の高度な医療的判断を適切に行うには、複数のスタッフの円滑な連携と判断の積み重ねが必要であるため、単純にマニュアル化することが困難であり、上記選定事業者の蓄積した経験とスキルについて高い履行品質の確保が認められる。</p> <p>以上のことから、準備期間の短縮、経費の節減および高い履行品質の確保等の面で、一般競争入札に付するよりも有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記選定事業者を本業務の見積者に特定する。</p>	
根拠法令	<p>■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）</p>

決 定 日	令和5年9月20日
-------	-----------